

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第72号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書

平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）ダム基本設計資料作成業務委託報告書別冊参考資料（以下「報告書参考資料」という。）の記載に関する次の事項に係る文書

- (1) 報告書参考資料の「1.2安定計算の基本方針」の(3)に記載された「潤剰間隙水圧」の言葉の根拠（諮問案件第115号）
- (2) 報告書参考資料に「2.2安定計算条件の検討」の(1)に記載された次の言葉、数値及び単位の根拠（諮問案件第116号）
  - ア 「湿潤湛水体積重量」の言葉の根拠
  - イ 地すべり土塊の単位体積重量として、 $\gamma_t = 1.8 \text{ t f / m}^3$ の数値を使用した根拠
  - ウ イにおいて、単位 t f を使用した根拠
- (3) 報告書参考資料に記載された「表-2.2.1 地すべりの層厚と地すべり面の粘着力」において、単位 t f を使用した根拠（諮問案件第118号）

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H18. 9. 29 公開請求 (4) H19. 11. 21 諮問
- (2) H18. 11. 2 公開決定 (5) H21. 10. 27 答申
- (3) H18. 12. 20 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>1 「潤剰間隙水圧」及び「湿潤湛水体積重量」の言葉の根拠                      審査会において、実施機関が現に保管する報告書参考資料の提示を受けこれを見分したところ、「過剰間隙水圧」及び「湿潤単位体積重量」と訂正されていた。                      また、実施機関が引用したとする「貯水池周辺の地すべり調査と対策」（国土開発技術研究センター編集（平成7年）。以下「調査と対策」という。）を見分したところ、「過剰間隙水圧」及び「湿潤単位体積重量」の記載が確認され、異議申立人の閲覧時においては、誤植であったと考えられる。                      したがって、これらの文言を使用した根拠は、市販の書籍からの引用であり、公文書に該当する文書は存在しないと考えられる。</p> <p>2 地すべり土塊の単位体積重量として<math>\gamma_t = 1.8 \text{ t f / m}^3</math>を採用した根拠について                      実施機関は、「調査と対策」に「一般の地すべりでは<math>\gamma_t = 1.8 \text{ t f / m}^3</math>を用いることが多い。」と記載されていることから、この記述を根拠として用いたと説明しており、報告書参考資料でもそのことが明記されている。                      したがって、この数値の使用は、市販の書籍を根拠としているので、公文書に該当する文書は存在しないと考えられる。                      なお、この数値を使用することの当否については、当審査会は審議する立場になく、判断するところではない。</p>

	<p>3 単位 t f (旧単位系) の使用について</p> <p>審査会において、実施機関が現に保管する報告書参考資料の提示を受けこれを見分したところ、「2.2安定計算条件の検討」の(1)及び「表-2.2.1 地すべりの層厚と地すべり面の粘着力」について、国際単位系と旧単位系を併記したものに訂正されていた。</p> <p>また、当該表は、「調査と対策」の133ページに記載されており、市販の書籍からの引用であり、公文書に該当する文書は存在しないと考えられる。</p> <p>このようなことから、本件公開請求について、いずれも市販の書籍の記載を根拠としているので、公開対象となる公文書は存在しないとする本件処分は、相当である。</p>
--	--

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)  
答申第72号

# 答 申 書

平成21年10月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）ダム基本設計資料作成業務委託報告書別冊参考資料（以下「報告書参考資料」という。）の記載に関して、平成18年9月29日に次の3件の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 報告書参考資料の「1.2安定計算の基本方針」の(3)に記載された「潤利間隙水圧」の言葉の根拠
- (2) 報告書参考資料の「2.2安定計算条件の検討」の(1)に記載された次の言葉、数値及び単位の根拠
  - ア 「湿潤湛水体積重量」の言葉の根拠
  - イ 地すべり土塊の単位体積重量として、 $\gamma t = 1.8 t f / m^3$ の数値を使用した根拠
  - ウ イにおいて、単位  $t f$  を使用した根拠
- (3) 報告書参考資料に記載された「表-2.2.1 地すべりの層厚と地すべり面の粘着力」において、単位  $t f$  を使用した根拠

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成18年10月13日に条例第12条第2項に基づき、公開決定等の期限を20日間延長することとして異議申立人に通知し、平成18年11月2日に本件公開請求について、それぞれ公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、同日付で異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

市販されている書籍からの引用であるため、公開請求に係る文書は存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成18年12月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成19年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

なお、当該諮問については、異議申立てのあった3件の処分に関するもので、それぞれ個別に行われているが、いずれも同一の諮問文書番号を使用しており、また、本件公開請求の内容がいずれも同一資料の記載に関する事項であることから、事実上、単一の諮問であると認められるので、当審査会は一括して審議し答申することとした。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、本件公開請求に対応する公文書の公開を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、「潤剰間隙水圧」及び「湿潤湛水体積重量」は、市販の書籍からの引用としているが、示された書籍にはそのような記載はなかった。  
誤植であるとするなら、その誤植を訂正する旨と誤植された報告書が検収の際の検査に合格した理由について、公文書不存決定通知書に記載すべきである。
- (2) 実施機関は、 $\gamma_t = 1.8 \text{ t f} / \text{m}^3$ を採用した根拠として、「貯水池周辺の地すべり調査と対策」(国土開発技術研究センター編集(平成7年)。以下「調査と対策」という。)の記述を上げているが、同書には「一般の地すべりでは $\gamma_t = 1.8 \text{ t f} / \text{m}^3$ を用いることが多い。」と記載されている。報告書参考資料で検討されている箇所は、「一般の地すべり」ではなく風化岩地すべりであるので、根拠とはなり得ない。
- (3) 単位  $\text{t f}$  は、国際単位系(以下「S I 単位系」という。)が使用される以前の旧単位系に属するもので、石川県でも、平成11年4月1日以降S I 単位系への切り替えと旧単位系を使用する場合併記することを通達しているため、これに従って記載しなければならない。

### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書からみると、おおむね次のとおりである。

- 1 「潤剰間隙水圧」及び「湿潤湛水体積重量」は、それぞれ市販の書籍に記載された「過剰間隙水圧」及び「湿潤単位体積重量」を引用する際の誤植であり、訂正する旨を異議申立人に口頭で説明した。  
訂正後の文言は、市販の書籍からの引用であり、これは条例第2条第2項第1号で公文書から除外されるものである。
- 2 地すべり土塊の単位体積重量として、 $\gamma_t = 1.8 \text{ t f} / \text{m}^3$ を使用したのは、「調査と対策」における「地すべり土塊の単位体積重量は…、一般の地すべりでは $\gamma_t = 1.8 \text{ t f} / \text{m}^3$ を用いることが多い。」との記述に基づくもので、市販の書籍を根拠とするものであるため、公文書から除外されるものである。
- 3 S I 単位系への移行後において、表等を引用する場合、旧単位系を記載しても法的には

問題はなく、引用元が市販の書籍であるので、公文書から除外されるものである。

なお、引用元は旧単位系で記載されているが、報告書参考資料は、換算し S I 単位系を併記して訂正済である。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件請求文書の性格等について

報告書参考資料において、特定の文言及び単位並びに数値を使用した根拠等に関する公文書である。

### 3 本件処分に係る不存在決定について

#### (1) 「過剰間隙水圧」及び「湿潤湛水体積重量」との記載について

当審査会において、実施機関が現に保管する報告書参考資料の提示を受けこれを見分したところ、「過剰間隙水圧」及び「湿潤単位体積重量」と訂正されていた。

また、「調査と対策」を見分したところ、「過剰間隙水圧」及び「湿潤単位体積重量」の記載が確認され、異議申立人の閲覧時においては、誤植であったと考えられる。

したがって、これらの文言を使用した根拠は、市販の書籍からの引用であり、公文書に該当する文書は存在しないと考えられる。

#### (2) 地すべり土塊の単位体積重量として $\gamma_t = 1.8 \text{ t f / m}^3$ を採用した根拠について

実施機関は、「調査と対策」に「一般の地すべりでは  $\gamma_t = 1.8 \text{ t f / m}^3$  を用いることが多い。」と記載されていることから、この記述を根拠として用いたと説明しており、報告書参考資料でもそのことが明記されている。

したがって、この数値の使用は、市販の書籍を根拠としているので、公文書に該当する文書は存在しないと考えられる。

なお、この数値を使用することの当否については、当審査会は審議する立場になく、判断するところではない。

#### (3) S I 単位系の使用について

当審査会において、実施機関が現に保管する報告書参考資料の提示を受けこれを見分したところ、「2.2 安定計算条件の検討」の(1)及び「表-2.2.1 地すべりの層厚と地すべり面の粘着力」について、S I 単位系と旧単位系を併記したものに訂正されていた。

また、当該表は、「調査と対策」の133ページに記載されており、市販の書籍からの

引用であり、公文書に該当する文書は存在しないと考えられる。

このようなことから、本件公開請求について、いずれも市販の書籍の記載を根拠としているので、公開対象となる公文書は存在しないとする本件処分は、相当である。

なお、異議申立人が公文書の公開に際して報告書参考資料を閲覧した時点では、誤植や記載の不備が見られた。本件処分に係る公文書不存在決定通知書の「公文書を保管していない理由」欄には、「市販されている書籍からの引用であるため、公開請求に係る文書は存在しない」とのみ記載されているにとどまり、誤植等である旨の付記はなかった。しかしながら、当該誤植等については、本件処分の前に異議申立人に対し口頭で説明がなされており、また、既に報告書参考資料が訂正されていることから、本件処分の取消しを行うまでもない。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、誤植について、このような瑕疵のある報告書参考資料が、検収時の検査に合格した理由を公文書不存在決定通知書に記載すべきであると主張するが、「知事が管理する公文書の公開等に関する規則」（平成13年石川県規則第15号）第3条第3号のハで規定される公文書不存在決定通知書では、「公文書を保有していない理由」を記載することとされており、このような主張は理由がない。

#### 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 11 月 21 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 1 5 号) ○諮問を受けた。(諮問案件第 1 1 6 号) ○諮問を受けた。(諮問案件第 1 1 8 号)
平成 20 年 1 月 15 日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 3 月 6 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 21 年 6 月 5 日 (第 176 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 9 月 18 日 (第 182 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 10 月 6 日 (第 183 回審査会)	○事案の審議を行った。